

令和 7 年12月 1 日提出

令和 7 年12月定例県議会報告事項

鳥 取 県

目 次

報告第 1 号	令和 6 年度鳥取県継続費精算報告書について……………	1
報告第 2 号	議会の委任による専決処分の報告について……………	4
	(1) 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例……………	5
	(2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	8
	(3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	10
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	12
	(5) 鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について……………	14
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	15
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	17
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	19
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	21
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	23
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	25
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	27
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	29
報告第 3 号	長期継続契約の締結状況について……………	31

報告第 1 号

令和 6 年度鳥取県継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 2 項の規定により、令和 6 年度鳥取県継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和6年度鳥取県継続費精算報告書

令和 6 年 度 鳥 取 県 継 続 費 精 算 報 告 書																					
款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画				実 績				比 較									
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左 の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の 差	左 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源	特 定 財 源			特 定 財 源	特 定 財 源			特 定 財 源	特 定 財 源							
						国庫支出金	地 方 債			そ の 他	国庫支出金			地 方 債	そ の 他	国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
2 総 務 費	2 企 画 費	文化芸術振興中央官庁指定文化施設等整備事業費(工事)	5	128,789,000	円	円	円	13,789,000	円	円	円	91,080,000	円	円	9,080,000	円	円	37,709,000	円	円	4,709,000
			6	128,005,000				13,005,000				165,713,900				17,713,900			△ 37,708,900		△ 4,708,900
			計	256,794,000				26,794,000				256,793,900				26,793,900			100		100
			5	21,864,000				1,864,000				14,150,000				2,150,000			7,714,000		△ 286,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	とっとり花回廊施設管理費	6	32,795,000				3,795,000			22,258,900				3,258,900			10,536,100			536,100
			計	54,659,000				5,659,000			36,408,900				5,408,900			18,250,100			250,100
			5	106,743,000				10,743,000			100,340,000				10,340,000			6,403,000			403,000
			6	155,861,000				15,861,000			153,469,600				15,469,600			2,391,400			391,400
			計	262,604,000				26,604,000			253,809,600				25,809,600			8,794,400			794,400

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「 <u>掲示場用ポスター</u> 」とは、 <u>法第143条第1項第5号のポスター</u> をいう。 4・5 略			(定義) 第2条 略 2 略 3 この条例において「 <u>掲示場用ポスター</u> 」とは、 <u>法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター</u> (<u>鳥取県知事の選挙に係るものに</u> に限る。)及び <u>同項第5号のポスター</u> をいう。 4・5 略		
(鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の一部改正)					
第2条 鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例（令和6年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前
(適正な選挙運動等) 第2条 略 2 法第143条第1項第5号のポスター(以下「 <u>選挙運動用ポスター</u> 」という。)は、選挙運動のために使用するものであって、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選挙運動のために使用するも			(適正な選挙運動等) 第2条 略 2 法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスター(以下「 <u>選挙運動用ポスター等</u> 」という。)は、選挙運動のために使用するものであって、専ら財産上の利益を得るために使用するなど、選挙運動のために使用するなど、		

の以外のものを法第144条の2第1項若しくは第8項又は第144条の4の掲示場（以下「公営ポスター掲示場」という。）に掲示してはならない。

3 公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターは、法第144条の2第5項（同条第10項において準用する場合及び法第144条の4の規定により法第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により公職の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公職の候補者以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ごとに1枚を超えて掲示してはならない。

4・5 略

ために使用するもの以外のものを法第144条の2第1項若しくは第8項又は第144条の4の掲示場（以下「公営ポスター掲示場」という。）に掲示してはならない。

3 公営ポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスター等は、法第144条の2第5項（同条第10項において準用する場合及び法第144条の4の規定により法第144条の2第5項の規定に準じて定める条例の規定を適用する場合を含む。）の規定により公職の候補者が公営ポスター掲示場ごとにそれぞれ1枚掲示することができるものであり、公職の候補者以外の者が掲示し、又は公営ポスター掲示場ごとに1枚を超えて掲示してはならない。

4・5 略

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例及び鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

西伯郡南部町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金225,500円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年6月16日

(2) 事故発生場所

米子市東町地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の軽乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 倉吉市 法人

乙 鳥取市 企業

2 和解の要旨

交通事故により生じた損害について

- (1) 県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金183,898円を甲に支払うものとする。
- (2) 県と乙が契約している賃貸借契約において、県は、当該事故により生じる中途解約金387,828円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年8月5日

(2) 事故発生場所

倉吉市小田地内

(3) 事故の状況

鳥取県中部総合事務所所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、前方の注意を怠ったため、交差点で右折待ちのため停止していた和解の相手方甲所有の軽貨物自動車に追突し、双方の車両が破損したものである。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金98,967円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年8月26日

(2) 事故発生場所

鳥取市東町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、信号待ちで停止した後、車線変更をするため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方で停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県看護職員
修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について

鳥取県看護職員修学資金貸付金の返還請求等について、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

米子市 個人

2 請求の趣旨

鳥取県看護職員修学資金貸付金の借受者である相手方に対し、当該貸付金の返還を求め
るとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣
言を求める。

3 訴訟の方針

第一審判決の結果、必要があるときは、上訴するものとする。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金293,029円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年9月2日

(2) 事故発生場所

米子市東福原一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、駐車場で方向転換をするため後退した際、右前方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

境港市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金89,041円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年6月9日

(2) 事故発生場所

米子市博労町一丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 西伯郡伯耆町 個人

乙 西伯郡伯耆町 個人

丙 米子市 組合

丁 鳥取市 組合

2 和解の要旨

県側の過失割合を6割とし、県は、物的損害に対する損害賠償金11,718円を乙に支払うものとする。

また、県は、人身損害に対する損害賠償金 144,420 円を丙に、15,108 円を丁に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 5 年 2 月 4 日

(2) 事故発生場所

米子市福万地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道米子丸山線を和解の相手方乙所有の軽乗用自動車で行走中、路面の陥没した部分にはまり、同車両が破損するとともに、和解の相手方甲が負傷したものである。

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 西伯郡大山町 個人

乙 西伯郡大山町 個人

丙 東京都中野区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金4,279,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和6年10月20日

(2) 事故発生場所

西伯郡大山町鋸戸地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道大山口停車場大山線を和解の相手方丙が所有し、和解の相手方乙が使用する普通乗用自動車で行中、強風により折れた樹木に当たり、同車両が破損したものである。

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 日野郡日野町 個人

乙 日野郡日野町 個人

丙 米子市 組合

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金50,000円を甲に、822,168円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 7 年 2 月 2 2 日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町福岡地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、主要地方道日野溝口線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行
走中、街路樹の枝が積雪により折れて当たり、同車両が破損したものである。

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 企業

丙 鳥取市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金52,360円を甲に、111,000円を丙に、それぞれ支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 7 年 4 月 2 2 日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町勝見地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般県道八束水勝見線を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行走中、対向車とすれ違うため路側帯を通過したところ、側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損したものである。

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

兵庫県姫路市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を7割とし、県は、損害賠償金115,731円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年6月4日

(2) 事故発生場所

鳥取市良田地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通乗合自動車で片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線に車線変更した際、左後方の安全確認が不十分であったため、外側車線を直進していた和解の相手方所有の小型乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和7年11月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金422,411円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年6月30日

(2) 事故発生場所

鳥取市青谷町露谷地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉警察署所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、駐車場内で切り返す際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

報告第 3 号

長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年鳥取県条例第 12 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和 7 年 12 月 1 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	令和の改新戦略本部デジタル改革課 デジタル改革課	物品 保守	ノートパソコン	3,065台	米子市両三柳328番地 ケーオソエイ・NX・TCリース&ファイナンス共同企業体	555,720,000	令和7年10月9日 ～令和12年3月31日	鳥取県政策統轄総局 政策統轄課 ほか219所属
2	青谷かみじち史跡公園	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	1,133,352	令和7年10月9日 ～令和11年10月3日	鳥取県立青谷かみじち史跡公園
3	商工労働部雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク	物品 保守	統合脅威管理装置	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	140,910	令和7年10月30日 ～令和9年11月30日	鳥取県商工労働部 雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク
4	畜産試験場	物品 保守	電話交換機 電話機	1式 34台	鳥取市湖山町南三丁目277番地2 日海通信工業株式会社 鳥取支店	1,124,640	令和7年10月27日 ～令和14年1月9日	鳥取県畜産試験場
5	警察本部会計課	物品 保守	デスクトップパソコン ノートパソコン	1台 31台	[物品] 米子市両三柳2371番地8 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 山陰営業所 [保守] 米子市両三柳328番地 株式会社ケーオソエイ	25,272,720	令和7年10月15日 ～令和14年3月31日	鳥取県警察本部刑事企画課 ほか9所属
6	県議会事務局	物品 保守	複合機フィニッシャー	1台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	274,560	令和7年10月9日 ～令和11年9月30日	鳥取県議会事務局

この冊子は100部作成し、1部当たりの印刷単価は700円です。